

◎ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一
部を改正する法律

(平成二五年六月一二日法律第三三号)

一、提案理由(平成二五年四月三日・衆議院法務委員会)
○谷垣国務大臣 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

平成十九年六月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、刑法訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、これにより、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度が創設されたところで、一般に、犯罪被害者等は、犯罪により多大な損害をこうむり、経済的にも困窮することが少なくないと指摘されており、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために、総合法律支援法の一部を改正する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律

り、その権利利益のより一層の保護を図るため、この制度を利用する被害者参加人の経済的負担を軽減するための施策を講ずることが求められています。

そこで、この法律案は、公判期日等に出席した被害者参加人が旅費等の支給を受けられるようにするとともに、国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる要件を緩和するため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、公判期日等に出席した被害者参加人に対する旅費等の支給に関する規定等の整備であり、公判期日等に出席した被害者参加人は、裁判所を経由して請求書等を日本司法支援センターに提出し、日本司法支援センターから、旅費、日当及び宿泊料の支払いを受けられることとしております。

第二は、国選被害者参加弁護士の選定請求に係る要件の緩和に関する規定等の整備であり、被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を三ヶ月間から六月間に伸長することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することとしております。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律及

一一四

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよ
うお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二五年四月一二日)

○石田真敏君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日等に出席した被害者参加人に對し国が旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

まず第一に、公判期日等に出席した被害者参加人は、裁判所を經由して請求書等を日本司法支援センターに提出し、日本司法支援センターから、旅費、日当及び宿泊料の支払いを受けら
れることとしております。

第二に、国選被害者参加弁護士の選定請求に係る被害者参加

人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を三月間から六月間に伸長することとしております。

本案は、去る四月二日本委員会に付託され、三日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

十日、質疑を行い、質疑を終局したところ、本案に対し、民主党・無所属クラブから、犯罪被害者等に對する弁護士による無料法律相談を実施すること等を日本司法支援センターの業務に追加することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、内閣の意見を聴取しました。

次いで、採決した結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、

本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成二五年六月五日)

○草川昭三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略).....

次に、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続

に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和するための規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、犯罪被害者保護を充実させるための今後の取組、被害者参加旅費の性格、対象と支給主体・方法、犯罪被害者支援における日本司法支援センターの担うべき役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月四日)

政府は、本法の施行に当たつては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律及

一 犯罪被害者等は犯罪により多大な損害を被り、経済的にも困窮することが少なくないことに鑑み、日本司法支援センターに対し、刑事被告事件の手続に参加した被害者参加人に対する旅費、日当及び宿泊料の支給に当たつては裁判所と緊密に連携を図り、これを迅速に行うように指導監督すること。

二 公判期日等に出席する被害者参加人の旅費等の支給については、経済的な負担が困難なことを理由として被害者参加制度の利用を躊躇することがないよう、制度の運用状況を踏まえ、事前支給を含め適切な方策を検討すること。

三 国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力の要件については、経済情勢の変化等に対応してその基準額等を適時適切に改定するとともに、何の落ち度もなく被害を被つた犯罪被害者等に経済的負担を負わせることがないようにとの観点も踏まえ、資力要件の在り方を検討すること。

四 犯罪被害者等を支援する観点から、日本司法支援センターの業務の在り方を検討すること。

右決議する。